

(様式第3号)
第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、
次のとおり承認します。

記

1. 使用区分

2. 使用内容

3. 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. キャラクター名の記載場所

5. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 港区のキャラクターであることを明示すること
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、
完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変える
ことができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと
- (7) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

担当：港区役所総務課

(06-6576-9683)

(様式第4号)

第 号

平成 年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用内容変更について、次のとおり承認します。

記

1. 使用変更の内容

ただし、上記以外については変更は認めないものとする。

2. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 港区のキャラクターであることを明示すること
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変更することができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと
- (7) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

担当：港区役所総務課

(06-6576-9683)

(様式第5号)

第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認不可通知書

年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、次の理由により使用を承認しないこととしましたので通知します。

記

承認しない理由

担当：港区役所総務課
(06-6576-9683)

(様式第6号)

第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認取消書

年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

記

取消しの理由

担当：港区役所総務課
(06-6576-9683)